

助成金活用で ウエディングの現場と未来を変える

ウエディング業界の皆さま、こんなお悩みはありませんか？

いつも人材不足
入社しても定着しない

昇給したいが原資が不安

教育・研修など
人材の育成ができていない

育児や介護で人が抜けると
現場が回らない

実はこれらの多くは、国の助成金を正しく使えば、負担を抑えて改善できる可能性があります。

01

賃上げ × 業務効率化を
同時に進めたい企業向け

業務改善 助成金

賃上げを「コスト」ではなく
“未来への投資”
に変える助成金



賃上げを行う企業に対し
勤怠管理・業務効率化などの
設備投資を国が支援
最大600万円の助成実績あり

02

教育・研修を仕組みとして
定着させたい企業向け

人材開発支援 助成金

教育を「負担」ではなく
“成長のチャンス”
に変える助成金



社員研修・教育費用の
最大75%を補助
研修中の賃金も
助成対象になるケースあり

03

人が辞めない
職場をつくりたい企業向け

両立支援等 助成金

両立支援を「配慮」ではなく
“働きやすさづくり”
に変える助成金

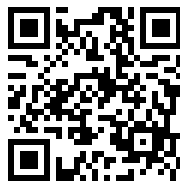


育児・介護を行う従業員がいる
企業に対し、環境整備・業務代替等の
体制づくりを国が幅広く支援
柔軟な働き方の導入を助成

全国
エリアウエディング協議会
会員様限定

助成金を申請できるか
まずはご相談ください

<無料>
事前確認
受付中



こちらのフォームから
事前確認をお申込みください
(事前確認は助成金の申請ではございません)

ウエディング実務経験者。現場を知る社労士。

社会保険労務士/キャリアコンサルタント **加藤 強**

ホテル・ウエディング業界で30年以上従事。
サービス・営業・支配人・人事・総務・経理を経験。
現場接客・マネジメント・人材育成を一貫して担当。

制度と人をつなぐ“気配りのプロ”として
助成金を一時的な資金で終わらせず
経営改善につながる仕組みに変える
業界理解に基づく伴走型支援を行います

01

業務改善助成金 生産性向上と賃金引上げの支援



業務改善助成金
(厚生労働省公式HP)

事業場内最低賃金の引上げと設備投資を支援

- 業務改善助成金は、生産性向上に資する設備投資等（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額（各コースに定める金額）以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成するものです。
- 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資などにかかった費用の一部が助成金として支給されます。
- 助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。
(留意事項)
 - ・事業場内最低賃金の引上げや設備投資等は、これから実施するものが助成の対象となります。
 - ・労働者（従業員）の事業場内最低賃金を引き上げるための支援制度であるため、労働者（従業員）がいない場合は、助成の対象となりません。

※厚生労働省資料を基に作成

02

人材開発支援助成金 専門知識とスキルの習得支援



人材開発支援助成金
(厚生労働省公式HP)

職務に関連した専門的な知識や技能の習得を支援

人材開発支援助成金は、労働者の職業生活設計の全期間を通じて、段階的かつ体系的な職業能力開発を効果的に促進するため、事業主等が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。人材開発支援助成金には以下の6コースがあります。

- 人材育成支援コース
- 教育訓練休暇等付与コース
- 人への投資促進コース
- 事業展開等リスクリング支援コース
- 建設労働者認定訓練コース
- 建設労働者技能実習コース
- 人材育成支援コース
雇用する被保険者に対して、職務に関連した知識・技能を習得させるための訓練、厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練、非正規雇用労働者を対象とした正社員化を目指す訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成。
- 教育訓練休暇等付与コース
有給教育訓練等制度を導入し、労働者が当該休暇を取得し、訓練を受けた場合に助成。

※厚生労働省資料を基に作成

03

両立支援等助成金 仕事と家庭の両立・継続支援



両立支援等助成金
(厚生労働省公式HP)

職業生活と家庭生活の両立が可能な環境整備を支援

- 出生時両立支援コース
- 介護離職防止支援コース
- 育児休業等支援コース
- 育休中等業務代替支援コース
- 柔軟な働き方選択制度等支援コース
- 不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース
- 出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金）
男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備を行った上で、男性労働者が子の出生後8週間以内に開始する育児休業を取得した場合、男性の育児休業取得率が上昇した場合に助成
- 介護離職防止支援コース
「介護支援プラン」を策定の上、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・復帰に取り組んだ場合や仕事と介護の両立に資する制度を導入し利用者が生じた場合、介護休業や短時間勤務を行う労働者の業務を代替する体制の整備を行った場合に助成

※厚生労働省資料を基に作成

まずは表面のQRコードから
お気軽にお問合せを

申請可能な制度をご提案。体制づくりまで伴走。

助成金は、すべての企業が活用できる制度ではありません。そのため私たちは、申請前に【助成金チェックリスト】を実施します。就業規則・労働条件通知書・勤怠管理・賃金台帳・36協定など、労務の基本が支給要件です。
申請するだけでなく、制度を活かせる組織に整える。
それが私たちの支援サポートのスタンスです。